

事務所通信

2006年5月号

No. 11



(弁天岩)

～ お客様の発展を願い、喜ばれる事務所をめざします ～



加藤輝守税理士事務所

〒941-0057 新潟県糸魚川市南寺町 3-7-7

TEL 025-552-0678 FAX 025-552-3824

ホームページアドレス <http://www.terumori.jp>

所長コメント

私が事務所を開業して間もない頃、総合心理研究所の所長をしておられた本山接朗氏の講演を聞きました。それによると、私たちの脳と身体の調整は自律神経とホルモンによって行われています。この自律神経とホルモンの分泌をコントロールするのに、次のような『おまじない』を唱えると良いというのです。

すなわち

- ① 『私はこんなに良い顔をしている』
- ② 『〇〇について今日一日頑張ろう』
- ③ 『きつとうまくいく』

の三つです。

このおまじないを鏡に貼り、自分の顔を観ながら3回、声に出して言うのです。

①の『私はこんなに良い顔をしている』と念じますとコルチロルフォンというホルモンが分泌されます。これは『生き生きホルモン』とも言います。

②の『〇〇について今日一日頑張ろう』と念じますとベータエンドルフィンというホルモンが分泌されます。これは『やるきホルモン』とも言います。

③の『きつとうまくいく』と念じますとドーパミンというホルモンが分泌されます。これは『満足ホルモン』とも言います。テレビで聞いたと思うのですが、覚醒剤を打つとこのドーパミンが出ていい気持ちになるそうなので、覚醒剤なんかやらなくても、『きつとうまくいく』といっていればいいのです。

自己暗示とは自分が自分に与える暗示のことです。鏡をみて3回このおまじないを唱えて下さい。必ずや明るく元気な貴方に変わるはずです。私もこの呪文を唱えて自分を元気づけてきました。このような暗示の仕方を対鏡法とも言うそうです。

日頃、腕を組んだり足を組んだりしている人は注意して下さい。ソフトスタジンというホルモンが分泌されてしまいます。これは『ダメダメホルモン』と言われるのでご注意ください。



加藤 輝 守

雇用保険

【雇 用 保 険】

～ 労働者を一人でも雇ってれば、雇用保険の加入手続きが必要です ～

●被保険者の範囲

雇用保険が適用となる「雇用される労働者」とは、雇用関係によって得られる収入によって生活する者をいいます。

したがって、臨時内職的に就労する方は、被保険者とはなりません。

●パートタイム労働者の場合

～ パートタイム労働者も一定の基準に該当すれば
雇用保険の加入手続きが必要です ～

パートタイム労働者については、次の①及び②の適用基準のいずれにも該当するときは、雇用保険の被保険者となります。

<適用基準>

- ① 1年以上引き続き雇用されることが見込まれる者であること。
- ② 1週間の所定労働時間が、20時間以上であること。

●被保険者とならない方の例

- ① 65歳に達した日以後に常用労働者として雇用された方
なお、短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者に該当する場合は、被保険者になるケースがあります。
- ② 事業主（会長）社長
- ③ 法人の役員（代表取締役、取締役、監査役、合資・合名会社の代表社員）
なお、取締役であっても同時に支店長、工場長等のように従業員のな方は特例的に被保険者になるケースもあります。
- ④ 事業主と同居の親族
- ⑤ 週所定労働時間20時間未満等、臨時内職的な就労をする方
- ⑥ 登録型派遣労働者の方で期間を限って派遣就業を希望する方
- ⑦ 保険会社の外務員等、給与の形態が歩合給主体で、出勤義務、業務上の指揮監督の実態からみて委任関係と認められる方

【労 災 保 険】

～ 労災保険の給付対象は、雇用形態や勤務時間を問わない ～

●労災保険の適用範囲

労働者を一人でも雇用する事業所は、すべて強制的に加入することになっており、雇用される労働者は、その雇用形態、勤務時間を問わずすべて補償の対象となります。

●保険料の負担

保険料は事業の種類に応じて定められ、全額事業主負担です。

労働保険の申告・納付手続は5月22日です。

平成18年度税制改正

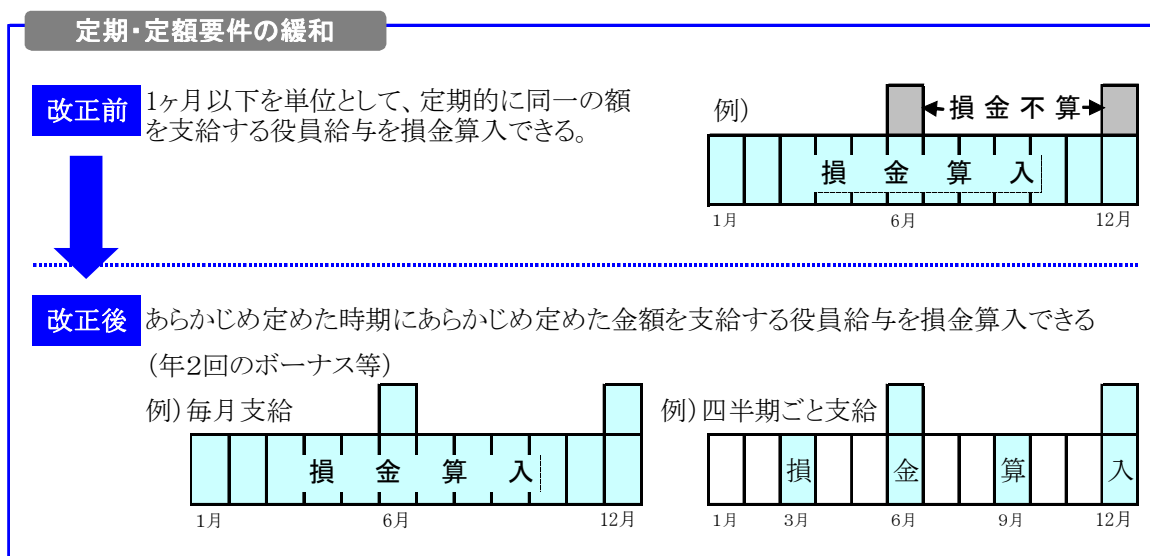
平成18年度税制改正で、特に中小企業に影響のある改正事項を説明します。

1. 役員報酬・賞与についての改正

●役員報酬・賞与の損金算入について

①役員賞与の損金算入を一部認める

従来損金算入が認められていなかった役員の臨時給与（賞与）について、**あらかじめ支給額・支給時期等を定めていれば**、原則として**損金算入**が認められることとなります。ただし、その支給の定めの内容を**事前に、税務署に届け出る**必要があります。



②業績連動型役員報酬が損金算入できる

利益を基礎として算定される役員給与のうち、非同族会社が業務を執行する役員に対して支給する給与で、次のような要件をいずれも満たすものは、原則的に損金に算入できます。

- ・ その事業年度で損金経理していること
- ・ 報酬委員会での決定等、算定方法について適正な手続きがとられており、有価証券報告書等で開示されていることなど

③実質一人会社の社長報酬の給与所得控除分が損金算入できなくなる

実質一人会社のオーナー**社長の報酬**については、**給与所得控除相当分**が法人において**損金算入できない**こととなります。

※ 詳しい内容については、事務所通信4月号を参照して下さい。

上記の適用は、平成18年4月1日以降開始する事業年度からです。

2. 同族会社の留保金課税・交際費等の改正

●同族会社の留保金課税の緩和

中小企業の内部留保充実を促進するために、①課税対象同族会社の判定基準変更、②留保控除額の拡大、③留保金課税の不適用等の改正により、同族会社の留保金課税制度が緩和され、これにより留保金課税をされる企業が減少します。

●交際費の損金算入範囲の拡大

交際費等の額は、原則として、その全額が損金不算入とされていますが、期末の資本（出資）の金額が1億円以下の法人については、一定額を控除することとされており、**支出交際費等の金額のうち定額控除限度額を超える金額と定額控除限度額に達するまでの金額の10%相当額が損金不算入額**とすることとされています。

・定額控除限度額は次のとおりです。

期末の資本金額が1億円以下の法人：年400万円（400万円×月数／12）

・損金不算入額の計算を図で示しますと次のとおりです。

〔 例 期末の資本（出資）の金額が1億円以下の法人、事業年度の月数12ヶ月
支出交際費の額 500万円 〕

400万円 →	損金不算入額 100万円	
	損金算入額 90% 360万円	損金 不算入額 10% 40万円

この場合の損金不算入額は、140万円（黄色の部分）となります。

上記の損金不算入額の計算方法は、従来どおりとなりますが、この度の税制改正によって、**1人当たり5,000円以下の飲食費等を交際費等から除外**できる規定が設けられました。

なお、この規定の適用を受けるためには、次の事項を記載した書類が必要となります。

- ① 飲食等のあった年月日
- ② 飲食等に参加した相手先の氏名又は名称及びその関係
- ③ 飲食等に参加した者の数
- ④ 費用の金額並びにその飲食店、料理店等の名称及び所在地
- ⑤ その他参考となるべき事項

支払先からの領収書等とは別に、形式は特に定められてはいませんが、書類の整備を求められることとなります。①、④は領収書等で足りると思われそうですが、②、③についても忘れずに記載しましょう。記録、保存することが節税につながります。一人当たり5,000円の飲食費の判定は、税抜経理の場合は消費税抜きの金額となり、税込経理を採用している場合は消費税込みで判定しますのでご注意ください。

また、1人当たりの飲食等の金額が、5,000円を超える場合は、**その全額**が交際費等に該当することとなり、超えた部分のみが交際費等となるのではないので、重ねてご注意ください。

ちなみに**個人事業者は**、交際費の損金不算入額の考えはありませんから、**事業上必要なものであれば、全額必要経費**となります。

●少額減価償却資産の損金算入金額の上限300万円

中小企業者等の少額減価償却資産（30万円未満）の損金算入の特例が見直され、適用対象となる損金算入額の**上限が年間合計300万円**とされます。

適用は、**平成18年4月1日から同20年3月31までの間に取得する**減価償却資産です。

3. 個人の所得税関係についての改正

●定率減税の廃止

平成19年分から廃止されることになりました。

ちなみに**平成18年**は、所得税の税額の**10%相当額**を控除(12.5万円を限度)、個人住民税の所得割額の7.5%相当額を控除(2万円を限度)となっております。

●税率構造の細分化

平成19年分以降の所得税の税率構造が、次のように5%～40%の6段階に改められます。

従 前		改 正 後	
適用課税所得	税率	適用課税所得	税率
330 万円以下の金額	10 %	195 万円以下の金額	5 %
900 万円以下の金額	20 %	330 万円以下の金額	10 %
1,800 万円以下の金額	30 %	695 万円以下の金額	20 %
1,800 万円超の金額	37 %	900 万円以下の金額	23 %
		1,800 万円以下の金額	33 %
		1,800 万円超の金額	40 %

●地震保険料控除

損害保険料控除を見直して、次のような地震保険料控除が創設されました。これは平成19年分の所得税、平成20年に納付する個人住民税より適用されます。

●対象となる保険・金額

居住用家屋・生活用動産を保険又は共済の目的とし、かつ地震等を原因とする火災等による損害に係る**地震等相当部分の保険料**または、**掛け金の金額**です。ただし、限度額があり所得税で5万円、住民税で2万5千円です。

●経過措置

平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約等は従前の損害保険料控除(限度額は所得税1万5千円、住民税1万円)を適用します。この場合、創設された地震保険料控除と合わせる場合は、合計で限度額が所得税5万円、住民税2万5千円となります。

●寄付金控除の適用下限額の引き下げ

所得控除される寄付金控除について、適用下限額が**1万円から、5千円**に引き下げられ、寄付をする側の税負担が軽減されます。平成18年分以降適用となります。

上記で説明しました、税制改正の内容ですが、主に中小企業に対する影響が大きいと思われる内容を抜粋いたしました。その他の税制改正の詳細や、上記不明な点等ございましたら、**当事務所にお気軽にお問い合わせ下さい。**

研修予定

日時	研修内容	場所	講師	参加費
5月23日(火) 午後6時～午後8時	テルモ経営研究会 「改正商法のポイント」	加藤税理士事務所	加藤 輝守	1,000円

会社の広告お手伝いします！！

当事務所ではホームページの作成をお手伝いしています。また、お客様の広告チラシがございましたら月一回発行の事務所通信に同封いたします。お気軽にお申し付け下さい。

～ おもしろ雑学 ～

バナナの上手な食べ方

バナナを食後に食べると、胃腸の働きを活発にして消化を助ける。しかし、食前や食間に食べると逆に胃腸がもたれてしまう。
また、体が疲れているときは食べない方がよく、あくまでも、健康な人の食後のデザートである。

教育マガジン「ヨソカミ」-おもしろ雑学集より（担当：倉又）





休日カレンダー



5月(皁月)April

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6 堀田・広川
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

- ・ 網掛けの日が当事務所の休日です。
- ・ 土曜日にも営業しています。名前の書いてある者のみ出勤です。
(名前の記入されていない土曜日は、全員出勤となっています。)

5月の税務

- 5月10日 本年4月分源泉所得税・特別徴収住民税納付
- 5月22日 労働保険料申告納付
- 5月31日 本年3月決算法人 法人税等確定申告・納付
本年3月決算法人 消費税確定申告・納付
本年9月決算法人 法人税等中間・予定申告・納付
本年9月決算法人 消費税中間申告・納付
当月決算法人の消費税各種届出書提出
確定申告税額の延納届出による徴収猶予税額の納付
自動車税の納付

あとかき

木々には新しい葉が風にそよぐさわやかな季節になりました。

休日には、ドライブに、遠出を計画されている方もいらっしゃると思います。遠方に出掛けた時は不慣れな土地で道に迷う事もあると思います。でも、一番気を付けて頂きたいのが、安全運転です。せっかくの楽しいドライブも事故が起こってしまえば台無しです。自分や家族のみならず、相手の方も巻き込む事になります。しかし、自分がどんなに気をつけていても相手からのもらい事故もあります。

ですが今の時代、自動車がないと仕事にならない時代です。レジャーのみならず、仕事での運転も十分気を付けて頂きたいと思います。安全運転で、楽しい休日に楽しい思い出をたくさんつくりましょう。 山崎